

第1問

文章 - Aおよび文章 - Bは、いずれも二木雄策『交通死 命はあがなえるか』(岩波書店・1997年)からの抜粋である。これらの文章を読み、次の2つの問いに答えなさい。

問1 文章 - Aでは、交通事故で娘を失った著者が、加害者側の保険会社が依頼した弁護士と行った損害賠償交渉の経緯が述べられている。弁護士A氏に対する著者の批判を踏まえ、あなたが職業として弁護士を選ばるとすれば、この批判にどのように応えるかを600字以内で述べなさい。(配点=30点)

問2 文章 - Bでは、示談が成立しなかったために、著者が裁判所に提出した訴状のなかで行った主張の1つに対する弁護士A氏の反論と、それに対する著者の批判が述べられている。弁護士A氏のこの反論をあなた自身はどのように評価するかを、賛否を明確にして400字以内で述べなさい。(配点=20点)

文章 - A

保険業界と同じように、弁護士の世界にも損害賠償の「定価表」が存在していても別に驚くにはあたらない。弁護士も大量の交通事故の迅速な処理が要求される以上、賠償金額を規格化しておくことは必要だからである。まして全国で一万三〇〇〇人余りいる弁護士というのは、基本的には個人営業である。だから賠償交渉で互いに大きくかけ離れない金額を持ち出すことで交渉の進捗を図ろうとすれば、自分たちの間に共通した基準を設けておかなければならない。実際、日弁連交通事故センターの編による『交通事故損害額算定基準』と東京三弁護士会交通事故処理委員会編の『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準』とが「基準」の双壁として、全国の弁護士はもとより、弁護士が一定の役割を担っている交通事故紛争処理センターなどでも利用されている。

これらの基準の賠償金額自体は、保険会社のそれよりも相当に高い。たとえば、死亡に対する慰謝料は『交通事故損害額算定基準』では一家の支柱で二二〇〇万~二八〇〇万円であり、保険会社の一四五〇万円という数字よりも格段に高い。しかし、重要なのは基準の金額の多寡よりも、基準そのものをどう考えるのかという点である。すなわち「基準」というのは個々のケースを処理するための目安にしかすぎないと考えるのか、そうではなく「基準」は金科玉条であり、それぞれの事故の特性を賠償金額に反映させることは極力避けるべきだと考えるのか、という問題である。

どちらの考えが正しいかということではなく、現にどちらの考えが採られているか、ということであれば、保険会社が後者の考えを採っていることは言うまでもない。すでに述べたように、効率を重んじる企業が大量に発生する事故を迅速に処理しようとするれば、それが被害者の精神的抵抗を呼び起こすとしても、後者の考えを採らざるをえないからである。

では弁護士はどちらだろうか。弁護士一般ではなく、私たちの交渉相手になったA弁護士がどうか、ということにかぎれば、彼もまた「基準」を金科玉条であると考えていたことは確かである。

私たちは都合二回、A弁護士と直接に交渉する機会を持った。最初に会った時 それは娘が死んでからほぼ七〇日後だったが 私たちは死んだ娘がそれまでどのような道を歩んできたか、事故当時どのような生活をしていたか、将来に対してどんな夢を抱いていたか、などを娘を育ててきた私たちの無念や悲哀、それに憤激の想いを交えて彼に訴えた。一言で言えば、私たちは「人間としての娘」についてA弁護士に訴えたのである。子を奪われた親としては当然のことだと思う。少なくとも表面上、彼は私たちの話を聞き、その上で次に会う時に加害者側の賠償案を提示することを約束した。

それから一週間後に、私たちは再びA氏に会った。その時、彼は、あくまでも話し合いの材料として、と断ったうえで私たちに「計算書」なるものを示し、その中味を簡単に説明してくれた。しかしB5判の用紙一枚にワープロで印刷されたその「計算書」から、私たちは死んだ娘の姿を垣間見ることさえできなかった。そこに並べられた数字は、一九歳の女子大学生という属性だけで形づくられた抽象的なヒトをもとにして弾き出されたものであって、ほかでもない生命を奪われた娘その人に対する謝罪の気持ちから出たものではなかった。それは文字どおりの「計算書」であり、娘に対する賠償案ではなかった。

最初に会った時の訴えが何の意味をも持たなかったことに絶望と憤怒とを感じた私たちは、その案の受け入れを拒んだ。私たちが求めていたのは娘に対する償いであって、一枚の計算書ではない。抽象化されたヒトを対象として機械的に計算された数値を、娘の生命の代償として、どうして親の私たちが受け入れることができようか。私たちが求めていたのは単なる金銭ではなく、その背後に込められた、加害者の娘に対する謝罪の気持ちなのである。

しかし、このようなものを弁護士のA氏に求めるのは、もともと木に登って魚を求めるようなものであったらしい。後になって気付いたことなのだが、この計算書なるものは、私たちがA氏に最初に会った日の三日前にすでに出来上がっていたものだったからである。事故で意識不明の状態にあった娘の顔を直接目にしていないことはもちろん、無謀な運転の犠牲になったのがどのような「人間」であったかを自分で確かめることも、また子供を奪われた親の気持ちがどのようなものであるかを聞くこともせず、ただ基準に従って機械的に作られたような案から、死んだ娘に対する配慮を汲み取るうというのは、しょせん、ないものねだりなのだ。この日付のずれに気付いたのは、案の提示を受けた日からかなり後のことなのだが、その時私が感じたのはA氏に対する憤りよりも、自己嫌悪と徒労感とであった。弁護士といえども一つの職業であり、事故の賠償に決着をつけるのがその役目である以上、彼にとっては生命に値段をつけるのは至極当然のことであり、その金額が機械的な計算によって引き出されるのもまた当然の成り行きなのだということに、もっと早く気付くべきだったからである。私は、「弁護士」という肩書きに甘い期待を寄せすぎていた自分自身の愚かさに、今さらながら臍をかむ思いだった。

それと言うのも、A氏に最初に会う前に電話で交渉の日取りの打ち合わせをした時、交渉の席に加害者本人を同席させるように要求した私たちに対して、彼はそれを拒否したことがあったからである。加害者抜きの方が「話を付けやすい」というのである。娘が死んでしまった以上、事故の状況を知るのは加害者だけであり、その責任を取らなければならないのも加害者本人である以上、その人を抜きにしてどうして慰謝料の額を決め、どうして事故の賠償に片を付けることができようか、というのが私たちの考えだった。しかし、

彼にとってはとにかく金額面での妥結を図ることだけが問題であり、そのためには加害者本人がいない方が話が錯綜さくそうしないということらしい。事故を起こした張本人がいないのだから、確かにそうだろう。しかしそうすれば、損害賠償から人間の心が抜け落ちてしまうのも確かである。妥結に至るまでの私たちの、そしてまた加害者本人の精神的プロセスなど、A氏にとっては始めから論外だったのである。話し合いの席に加害者本人を加えることを拒み通したことと、私たちに会う前にすでに作成済みであった「計算書」を臆面もなく提示するという態度とは、実は同根だったのである。交通事故の損害の程度を貨幣で評価し、その評価額に応じた金銭を支払うことで賠償は片付けられるとする考えは、保険会社だけではなく、弁護士にとってもまた当然のことなのである。少なくとも、私たちの交渉相手になったA氏にとってはそうである。娘の、そして娘を奪われた私たちの心の痛みやら悲しみやらは、彼には関係のない要素にしかすぎないのである。

もっとも、賠償とは金銭の支払いであるとする考え方を弁護士一般が持っている、と断言するのは早計かもしれない。ただ一つの経験だけから「弁護士というのは……」という形で議論を一般化するのは論理的に正しくないからである。しかし弁護士という肩書きを持つ人々によって書かれた何冊かの本に目を通してみると、このような考え方は弁護士の間に比較的広く浸透しているのではないかと考えざるをえない。「交通事故賠償は、つまるところ「金(かね)」だけの問題」とあるという文章に典型的に見られるように、それらの書物では損害賠償がもっぱら金銭の多寡の問題としてのみ論じられ、生命を金銭で評価し、金銭を支払うことで事の決着をつけるという方法自体に対する疑念は、完全に欠落してしまっているからである。賠償金の算定方法や金額を詳細に解説したハウツー的な本は多くとも、金銭で生命を評価することが残された人間の心にどのような痛手を残すのか論じ、その痛手を少しでも和らげることが賠償交渉の大切な側面だということを指摘した本は、まず皆無だからである。

たとえば、ある弁護士の書いた『示談交渉の技術*』という書物には、「そんなことを言うのなら、金はいらん。元の体にしてくれ」という被害者側の発言に対しては「無理なことは言わないで下さい。交通事故の賠償は、法律上も金銭で行われることになっています」と答えよ、と教えている(この引用文からも分かるのだが、この本では被害者がきわめて乱暴な言葉を用い、それに対して回答する方は丁寧な言葉遣いになっている)。私たちも交渉の途中で「金でなく、娘を、娘の生命を返してほしい」という類の発言を幾度かした。それが実現不能な「無理なこと」は百も承知である。しかし問題は百も承知していながら、なぜそのように言わなければならないのか、である。娘の生命を貨幣で評価し、表面的にはあたかもお金で娘の生命を売買することでしか事故に決着をつけることができないという不条理な現実に対する、そして残された親としてそうすることしかできない自分自身に対する、歯がゆさ、憤り、悲哀、諦め、等々の文字通り万感の想いがその言葉に秘められていることこそが問題なのである。そして敢えて言えば、そこに思いを馳せることにこそ、人間の死を処理する専門家としての弁護士の役割があるのではないか。損害賠償を金銭で行うことが「法律で決められている」として、そこに一片の疑いをもさしはさまないのは、法律を万能だとする形式論者の取るべき態度ではあっても「人間」のそれではない。

*この本のタイトルは象徴的である。損害賠償は、彼らにとっては「技術」の問題である。

しかし「精神的救済に終始こだわり、示談が成立してもなお精神的救済がえられない」被害者というのは「稀にみられる」タイプでしかなかったり、「いつまでも交通事故を思い出しながら生きるより、示談が成立して賠償金をうけとったら、一日も早く事故のことは忘れたいと思うのが被害者の人情」だとするような弁護士の文章を読むと、彼らと子供を失った親である私たちとの間の心の溝は、到底埋められないほど広くかつ深いものだということに悟らざるをえない。

文章 - B

次に訴訟の第二の主張点に移ろう。損害賠償は抽象的なヒトに対してではなく、私たちの娘という特定の人間に対するものでなければならず、したがってその金額は事務的・機械的に算定されるべきではない、と私たちは主張した。娘が女性だからという理由だけで機械的に女性労働者の賃金を用いるというのではなく、死んだ娘のそれまでの生き方からして、男・女労働者の平均賃金をもとにして逸失利益が算定されてしかるべきだとしたのは、その具体的な表徴である。

この主張にA氏は当然、反対する。彼は「逸失利益の算定は個別具体的な個人の能力を基準に判断されるべきではなく、性別、年齢、学歴などの要素を基に定立された一定の類型を基準に判断されるべき」だと主張する。要するに、逸失利益というのは性別、年齢、学歴などの属性によって規定されたヒトに対して機械的に算定されるべきものであって、被害者の個性は考慮の外に置かれて当然だ、というわけである。すでに触れたように、私たちと会う前に作成済みであった「計算書」を、直接交渉の席のみならず調停にまで持ち出すというA氏の態度からすれば、この主張は彼なりに首尾一貫していることになる。しかしこの論理は、個性を無視することで被害者をモノと同じレベルに置く、非人間的な考え方である。この考えが賠償問題を大量に処理するのに適合していることは確かだが、そうすることで交通事故という異常な問題が、正常な事象として社会システムの中に組み込まれてしまう。それでよいのだろうか。

さらにA氏は、もともと私たちの娘が男子労働者に勝るとも劣らぬ能力を持つという「前提事実についての証明が全くない」という理由を持ち出すことで、逸失利益を機械的に算定するという主張を補強する。確かに娘のこれからの人生を証明し、私たちの主張を正当化する証拠は存在しない。娘は死んでしまったからである。だからこそ私たちは陳述書や本人の年譜やらを訴状に付け加えたのである。それにもかかわらず、加害者はこのような事態（娘の死）をもたらした自己の責任に一切触れないばかりか、私たちの「証拠」には目もくれず、「損害については請求者に証明責任がある」として逸失利益の機械的算定を正当化する。このような論理、このようなやり方は法律の世界では常套的じょうとうてきなものかもしれない。しかし、これは交通事故の異常さを忘れ、人間の生命についての裁判をモノについての争いと同じに考えることにほかならない。

第2問

本年4月に、3名の日本人がイラクで武装グループに拘束されるという事件が発生した。拘束された3名の日本人は無事解放されたが、解放後に、その3名の日本人の「自己責任」を問う声が日本国内で巻き起こり、様々な主張が展開された。文章 - A (吉田鈴香「自己責任は鉄則、紛争地にアマチュアは立入禁止とせよ」正論2004年6月号より一部抜粋) および文章 - B (篠田英朗「人質事件で露呈した日本の国際平和協力の限界」論座2004年6月号より一部抜粋) はいずれも、このイラクにおいて武装グループに拘束された日本人の「自己責任」について論じたものである。これに対して、文章 - C (瀧川裕英「『自己決定』と『自己責任』の間」法学セミナー2001年9月号) は、本年4月の事件とはまったく無関係に「自己責任」について論じた法哲学者の論文である。これらの文章を読み、次の2つの問いに答えなさい。

問1 イラクで武装グループに拘束された日本人の「自己責任」についての文章 - Aの著者の主張と文章 - Bの著者の主張を、それぞれの主張の論拠がはっきりとわかるように、400字以内で整理しなさい。(配点=20点)

問2 文章 - Cの著者が、文章 - Aと文章 - Bの内容を踏まえたうえで、イラクで武装グループに拘束された日本人の「自己責任」について論じるよう求められたならば、文章 - Aと文章 - Bのそれぞれをどのように評価し、自分自身としては、どのような主張を行うであろうか。予想される文章 - Aと文章 - Bに対する評価と自分(文章 - Cの著者)自身の主張とをあわせて、800字以内で述べなさい。(配点=30点)

文章 - A

ブッシュ米大統領の戦闘終結宣言から一年が経った二〇〇四年四月八日、イラクで日本人三人が人質として拘束された。十五日に無事解放となったが、十四日に別の記者と市民運動活動家が行方不明になり、十七日に解放された。特定個人の行動が日本の社会を動揺させ、国家の政策を揺るがす事件として、特異であった。事件発生以来、日本中が右往左往し「可哀相だ」「退避勧告の中を行った本人たちの責任だ」「日本政府が米軍に協力するからだ」の世論が入り乱れている。しかし、初めの三人が解放されてからは次第に本人たちの責任を問う声が強まってきた。

紛争地での取材が多く、軍事関係者の助けを借り、また、NGOの活動を取材対象にすることが多い筆者(シエラレオネ、東ティモール、ボスニア、コソボ、グアテマラ、カンボジア、ミャンマーなどの取材)として、この人質事件は、他人事とは思えず見過すことができない事件である。そして、いやが上にも湧き上がる疑問がある。

第一に湧き上がる疑問は、人質たちは誰の意志に基づいて現地入りしたのか、である。送り出した組織はどこなのか、まったくの個人なのか、誰の要請なのかを明確にすることが、事件の責任の所在を明らかにする。

人質は、紛争地あるいはポストコンフリクト国と呼ばれる紛争終結直後の危険な国々で

最も予想される事件である。それゆえに、海外に出かける者ならば必ず想定しなければならないリスクである。なぜなら、卑劣な取引行動は、ゲリラのような周囲が受け入れがたい主義主張を持った者たちが取りやすい非常手段だからである。人質にされたときの厄介さは、災いが被拘束者ではなく、交換条件を突きつけられた組織・人に向けられることにある。今回で言えば、日本政府である。

紛争地において降りかかりやすい危険の第二は、空爆や偶発的に起きた戦闘に巻き込まれることだ。ただ、それは当事者だけに降りかかる最悪の事態であって、距離が離れた日本の社会にまで影響が及ぶ内容ではない。

第三の危険は誘拐であるが、これは犯人の特定がしやすく、身代金目的が明白であるから、辛抱強く交渉する余地があり、本人とその人物を送り出した側が責任を持って対応することが可能である。日本の社会への影響は少ない。

紛争地のみならず、渡航自粛勧告が出ている国に敢えて行く場合には、こうした危険を覚悟で入ることは鉄則である。他にも交通事故や天災なども予想されるが、それは紛争地に限られた危険性ではない。人質の家族のコメントから、攻撃されることは想像の範囲だったようだが、人質になることはまったく予想外だったようである。彼らの過ちは、上記三点の危険性を予想して予防対策を打っていなかったこと、そして、災いを不特定多数の日本社会全体に転嫁し国家の政策を不健全に歪めそうになったことである。

もし同様のことが自衛隊員や外務省など政府派遣の職員の身に起きたならば、政府があらゆる手段を駆使して解放に向けた努力を行うのは当然である。なぜなら、彼らが派遣されたのは自分の意志ではなく、日本政府の意向であり、国民の信任を得ているからである。しかし、合計五人は自分の意志で行ったのであった。所属する企業・団体などの組織があったならば、その組織が解放努力を行わねばならなかったが、そうした送り出し組織があったわけでもない。したがって、いかなる危険に遭遇しようと、それは本人たちが負わねばならない責任なのである。

第二の疑問は、NGO 活動家と自称する人質たちは果たして NGO (非政府組織) 活動家だろうか、という点である。

四月上旬の段階で現地に入っている日本人の数は自衛隊と政府職員を除いて七十人ほどといわれている。その内訳はおもに、フリーランスの取材記者と、NGO 活動家のようだ。しかし、NGO がすべて人質たちと同様の無謀な行いをする人たちかと思われることには、異論を述べたい。

紛争地に入る民間人といえば、三十年程前までは報道関係者だけだっただろうが、今は人道支援活動を行う NGO 職員が多い。それも、戦闘行為が行われている最中あるいはその直前から現地入りしている。現地の情勢に最も近い位置にあるため、人道支援を行う国連職員らも彼らから情報を収集することが多いのであるが、もちろんイラクにおいても NGO は最新情報に最も近いところにいた。

ただし、それはプロフェッショナルな NGO である。通常 NGO が有しているべき常識的なソフト、ハード両面の装備とは、治安情報を得るための知見とネットワーク、業務に関する専門的知見・技術、他の NGO や国連諸機関、現地政府との信頼関係、語学力、通信機器、ガードマン、多数の車輛、多数の運転手、資金、多数の寄付者、そしてリスクマネジメント (危険管理) とクライシスマネジメント (危機管理) のマニュアルである。ア

マチュアが集まるボランティア団体は民間の助成団体から補助金を受けることはできるが、政府や国連から業務委託を受けることはまずない。この点で、今回人質になったアマチュアとはまったく業務内容も能力も異なる。

ここでは、プロフェッショナルな人たちが行う活動を NGO と表記し、似て非なる活動を行うアマチュアをボランティアと呼ぶことにする。アマチュアとプロフェッショナルの能力の違いが、被拘束者の有無となって現れている。

人質になったアマチュアボランティアは、どれだけの装備を身につけているだろうか。

人権を建て前に過激な活動を起こして国際社会の耳目をその国に集めようという NGO は、上述の装備を持つのは当然であり、万が一人質になっても覚悟して行動を貫くものである。解放のために政府の助けを受けたなら「本意である」と、コメントを述べてこそ本格派だ。

さて、今回、プロフェッショナル NGO は目立たない戦略をとっている。日本の NGO は実力が欧米のそれと比して未熟だといわれているものの、昨年四月くらいから現地に駐在事務所を開いている。実働していたのはわずか二団体であるが、現在も被害にあっては

いない。一つの NGO は、昨年十二月の段階で邦人スタッフを帰国させ、フランス人を事務所に、ある国連機関の委託を受けて建物の修復事業を行っていた。委託を受けているとはいえ、危険に陥ったときに救出してくれるわけでもないため、治安に関する情報収集にはことさら気をつけたという。街の人々、メディア、雇っているガードマンたちのネットワークなど、多種の情報源を通じて情報収集していた。この NGO では十四人のイラク人職員を雇用していたが、そのうちの六割に当たる八人がガードマン。このガードマンたちには「うちはイラクの建設会社だ」と、ガードマンの仲間内で噂というかデマを流させていた。いわゆる“なりすまし”である。

外国人（日本人）の姿をほとんど見せていないことがその言葉に信憑性を与え、現地社会では身内として見られていたわけである。これによって、危険からは隔離される一方で、どこで誰が何をしようとしているか、実際は何が起きているか、確かな治安情報を入手できる。危険を察知して四月七日から事務所を一週間閉め、現地職員を自宅待機させていた。その直後の人質事件だったのである。

文章 - B

今回の人質事件の特異な背景は、三人の日本人が解放された後の小泉首相ら政府関係者の発言に象徴されていたように思う。首相は、解放にあたって、日本政府の「多方面での」外交努力を称賛するとともに、「関係各国」の協力に謝意を表した。そこで首相は、イスラム聖職者協会（宗教者委員会）について全く言及しなかった。これは、非礼であるばかりか、異常ですらある。協会は、繰り返しアルジャジーラで人質の早期解放を訴え、人質を拘束した武装集団も協会のアピールを真っ先に解放の理由にあげ、実際に人質の引き渡し相手として選んでいたからである。聖職者協会側からこの点についての不満が伝えられてからやっと、実際にはさらに二人のジャーナリストが解放された後、上村司・駐イラク臨時代理大使が川口順子外務大臣のメッセージを伝え、アルジャジーラに出演して、「イスラ

ム聖職者協会とイラクの人々の支援」への謝意を表明した。しかし小泉首相自身からの言葉はなかった。

政府関係者がなぜ聖職者協会に言及しなかったのか、その理由を私は知らない。しかしその政治的意味は、明白である。他の言及されなかった人々を想起してみよう。アルジャジーラで解放を訴える姿が放映され、犯人の解放声明でも解放理由にあげられた人質の家族が、無視された。やはりアルジャジーラで放映されて解放声明で言及された、人質解放のためにデモを行い、署名をした十万以上の人々が、無視された。アルジャジーラに出演した市民団体職員が、無視された。解放を訴えるようにイラク人に懇願するメールを世界中に送り続けた人々が、そして高遠菜穂子さんに支援されていた路上生活の少年を含む、人質解放を訴える運動をした多くのイラク人たちが、無視された。これらの人々に共通していたのは何だろうか。日本政府の政策に批判的な見解を持っていたことである。

日本政府と関係各国（つまり米国）だけが称賛と謝意の対象になったのは、小泉首相一流の本能的な政治的嗅覚のためであると考えざるを得ない。

このような日本政府の態度が、国内政治闘争の文脈でどのように評価されるのか、私にはわからない。しかし国際的な文脈での含意を考えると、私は暗澹とした思いになる。日本政府が、米国との関係を強化する一方で、国内の非政府の勢力を貶めようとするばかりか、さらにはイラク人の感情にも全く関心を寄せないからである。日本政府のこのような態度は、短期的には自衛隊の駐留継続という目的に資するかもしれないし、日米同盟の維持にも役立つかもしれない。しかし残念ながら、より建設的な国際平和協力を達成していくためには、望ましいとは思えない。

日本政府関係者は、三人の人質が解放されると、人質になった人々の「無責任」を口々に批判し始めた。危険地帯に行く者には、当然「自己責任」がある。しかし「自己責任」だからこそ、政府が人質解放のために何をするかは、政策判断となる。日本政府は、自衛隊を撤退させないという決められた政策の範囲内で、「最大限の努力」をした。それは邦人保護という政府に与えられた任務のためだけではなく、国内世論を考慮して人質解放のために努力していることをアピールせざるを得なかったためでもあるだろう。これは政策判断である。しかも政府が解放のために本当に効果のある役割を果たしたかどうかは、不明である。それどころか、伝えられているところによると、事件発生直後に福田康夫官房長官ら政府関係者が「事実確認できていない」と繰り返したのは、自衛隊派遣に反対していた人質たちによる「自作自演」を疑ったからであるという。日本政府は、常にまず国内政治闘争の発想で、国際事件を見ようとするのである。

人質解放後、人質になった者から政府の活動の費用を徴収すべきだと、与党有力者の間で本気で語られた。このような発想は、夜道を歩いていたという理由で犯罪の被害者を責め立てるようなものであり、国際的常識を逸したものと言わざるを得ない。もし本当にそのようなことをするというのであれば、少なくともまず政府関係者の行動のうちどれだけが本当に人質解放に役立ったのかを、客観的に検証するべきだろう。いずれにせよ犯罪者ではなく、人質になった日本人を非難し、費用を徴収したりなどしたら、「対テロ戦争」を戦う各国政府の嘲笑と侮蔑の対象になることは間違いない。

人質事件によって、多くの政府官僚が睡眠時間を削って勤務したのは確かだろう。しかしそのことによって、人質事件の実行犯が「自衛隊撤退」という日本政府の国策に反対す

る目的を掲げて犯行に及んだという事実が消えるわけではない。しかも人質の中には、自衛隊派遣前の日本人に対する敵意が低い時期からストリートチルドレン支援の活動を行い、今回は「子供たちに戻ると約束した」という理由でイラクに再入国したにすぎない者もいた。どちらがどちらに迷惑をかけたのかは、一概には言えない。

自衛隊派遣によって民間日本人に対する危険を高めた上で、「退避」勧告を徹底しつつ、「撤退」させない自衛隊の「人道」性を強調することは、事実上の国家による「人道支援」の独占的一元化に等しい。しかも自衛隊が民間人の活動を引き継ぐわけではない。自衛隊は、極めて狭い場所で、極めて限られた内容の「人道支援」を行うだけである。将来のイラクを背負って立つかもしれない路上生活の少年たちの心を癒やすという、地味だが重要な仕事は、国策の名の下に、捨て去られる。結局、政治的か騒乱によって最も損をするのは、イラクの貧しい子供たちである。だがそのことに關心を持つ人々は、日本にはほとんどいない。

念のために断っておかなければならないが、私は、自衛隊をイラクからすぐに撤退させるべきだと言いたいのではない。ただイラクの政治的ニーズや人道的ニーズに実際には真摯に対応しようとしていない日本の現状に、疑問を持っているだけである。日本の国際平和協力をめぐる議論はいつも、対米関係の過剰な尊重と、国内論争の過剰な警戒とに、あまりにも左右されすぎているのではないかと、懸念しているだけである。

文章 - C

A は、覚醒剤と知らずに使用してしまい、依存症になった。
B は、覚醒剤と知っていたが、脅されて使用し、依存症になった。
C は、覚醒剤と知っていたが、使用し、依存症になった。C は 12 歳である。
D は、覚醒剤と知っていたが、おもしろ半分で使用し、依存症になった。
E は、覚醒剤と知りつつ使用し、依存症となり、さらに、まわし打ちにより HIV に感染した。

A ~ E の人たちは、覚醒剤依存症であり、特に E は HIV にも感染していて、適切な治療を必要としている。社会はこうした人に対してどのような態度をとればよいだろうか。社会は、これらの人の病気は自己責任であるとして、何の手も差し伸べなくてよいだろうか。

1 問題

「自己責任」は時代のキーワードである。新聞紙上では、連日のように「自己責任」の文字が踊っている。「自己責任」は、閉塞・停滞した社会を改革する理念として提唱され、医療・年金・金融取引・地方分権などの分野で盛んに主張されている。

ここで注意したいのは、自己責任が「自己決定」と対となって登場しているという点である。たとえば、「自己決定・自己責任」といわれたり、「自己決定 = 自己責任」原則といわれたりする。ここでは、自己決定と自己責任は連続していて、ほぼ同じ内容の意味を持つ言葉であると理解されている。このように、自己決定と自己責任を連続した同質のもの

として捉える考え方が、自己決定と自己責任についての常識的な理解である。

しかし、哲学は常識を揺さぶる。法哲学もその例外ではない。この稿で私が焦点を当てたいのは、自己決定と自己責任の「連続」ではなく「断絶」であり、自己決定と自己責任の「同質性」ではなく「異質性」である。

問題を考えるためには、問題を正確に立てる必要がある。そこでまず、概念を簡単に規定しておこう。まず、「自己決定」とは、「自己の事柄に関して、自ら決定すること」である。これに対して、「自己責任」とは、「自己の決定の結果に対して、自ら責任を負うこと」である。このように規定された自己決定と自己責任は、明らかに別の概念であり、概念上は明確に区分される。

このように、自己決定と自己責任は、概念的には明確に区分されるにもかかわらず、通常連続して捉えられているが、こうした常識的理解の背景にあるのが「自業自得」の観念である。自分のした行為の報いは自分が受けねばならない。自分がまいた種は自分で刈り取らねばならない。自分で決めたことには自分で責任を負わねばならない。こうして、自己決定と自己責任は連続する。

2 二つの断絶

自己決定と自己責任の断絶には、二つの種類がある。第一が、自己決定していないのに責任を負う場合であり、第二が、自己決定しているのに責任を負わない場合である。

第一の場合として、集合的責任を挙げることができる。たとえば、戦後世代の戦争責任である。戦後世代は、いかなる意味でも侵略戦争の開始を決定していないし、戦争犯罪の遂行についても何ら決定に参加していない。「戦後世代」の定義上、当然のことである。にもかかわらず、戦後世代も戦争責任の一端を担うと理解されている。少なくとも、罪と責任を区分した上で、責任については戦後世代も負うものと考えられている。つまり、戦後世代は、自己決定していないのに責任を負うと考えられているのである。このようなことがどのようにして正当化されるのかという問題は、非常に興味深い問題だろう。

しかし、ここで考えてみたいのは、第二の場合、つまり自己決定しているのに責任を負わない場合である。このように自己決定しているのに責任を負わないような条件は、法律によってもいくつか規定されている。たとえば、自己決定に基づく行為であるとしても、故意または過失がない場合には責任を負わない（民法七〇九条など）。また、詐欺・強迫による自己決定の場合にも責任を負わない（民法九六条）。さらに、責任無能力者は、自己決定したとしても責任を負わない（刑法三九条・四一条）。

こうした考え方からすると、事例 A・B・C は、それぞれに該当するので、自己責任を問うのは妥当でなく、社会が支援の手を差し伸べるべきだということになる。こうした事例を説明する理由として、A・B・C とも自己責任を問うのに十分な自己決定をしていないと主張することも可能である。つまり、A・B・C は、自己決定があるのに責任を負わないのではなく、(十分な)自己決定がないから責任を負わないと考えるのである。このように考えれば、自己決定と自己責任を連続させる常識的発想は変える必要がないようにみえる。

しかし、事例 D・E は、十全な意味での自己決定をしているといえる。そうだとすると、自業自得の観念に基づけば、社会はこれらの人には手を差し伸べる必要はないという結論

になるが、それは妥当だろうか。この問題を考えるためには、自己責任にはどのような意義があるのかという問題を考えなくてはならない。

3 自己責任の意義

自己責任の意義として、さしあたり三つ挙げることができる。自由・平等・効率である。

第一に、自己責任の原則によれば、責任を負う範囲は、自らが決定した結果に限定される。そのため、自らの意思によらずに責任を負わされるということがなくなり、自らの運命をコントロールすることが可能となる。この意味で、自己責任の原則は「自由」を保障する。

第二に、自己責任の原則によれば、責任を負う範囲は、自らが決定した結果に限定される。裏を返せば、選択の余地のない属性、たとえば人種・性別などの属性を理由として責任を帰属されることが否定される。端的にいえば、人種・性別などに基づく差別的取り扱いが禁止されることになる。この意味で、自己責任の原則は「平等」を保障する。

第三に、自己責任の原則によれば、自らが決定した結果に対して責任が負わされる。通常、ある人のことを最もよく知りその人の利害に最も関心を持つのは、その人本人である。そのため、それぞれの人の幸福のためには、その決定を本人に委ねることが望ましい。自己責任の原則に依拠した制度では、各人は自らをより幸福にしようとするため、社会的に望ましい結果がもたらされる。この意味で、自己責任の原則は「効率」を促進する。

このように、自己責任は、自由・平等・効率という重要な価値に内在的に連関している。したがって、自己責任が時代のキーワードとなり、改革の理念となるのも理由がないことではない。しかし、ここではやはり、自己責任と自由・平等との「連続」ではなく「断絶」に着目する。

4 自由と自己責任

まず問題となるのが、自由と自己責任の関係である。自己責任の社会では、本当に自らの運命をコントロールすることが可能になるだろうか。

ここでまず念頭に置かねばならないのは、現代社会が「リスク社会」と呼ばれる社会であるということである。リスク社会において、社会が複雑化・流動化・高度化しているため、行為の結果を予見できず、行為の結果も甚大なものとなりうる。たとえば、原子力関連施設の場合、些細なミスでも大事故につながりうる。その場合に発生する被害は、およそ個人では引き受けることが不可能なほど甚大なものである。

このように、予見の不可能性と被害の甚大性を特徴とする社会にあっては、自己責任の原則によって、自らの運命をコントロールできるという意味で自由であるとはいえないことになる。したがって、現代社会において、自己責任が自由を保障するとは必ずしもいえない。

5 平等と自己責任

次に問題となるのが、平等と自己責任の関係である。自己責任の社会では、本当に差別が禁止されることになるだろうか。

まず、「差別」とは、ある個体を、あるカテゴリーに属するという理由で、制度的・構造

的に、そのカテゴリーに属しない個体より不利益に扱うことである。この場合のカテゴリーとしては、性別・身分・病気・障害・人種・民族・国籍・宗教・非婚などが挙げられる。

ここで指摘しなければならないのは、「差別が問題であるのは、個人に選択できない生まれつきの属性によって不利益に取り扱うからである」というしばしばなされる主張は、間違っているということである。差別として問題となるカテゴリーとは、生まれつきの属性で本人に選択できないカテゴリーだけではない。本人が原理的に選択可能なカテゴリーであっても差別として問題となる。先の例示でいえば、国籍・宗教・非婚・(一部の)病気などの選択可能なカテゴリーであっても、それに基づく不利益取り扱いとは差別である。さもないと、国籍差別・宗教差別・非婚差別などを批判できないことになる。

たとえば、エイズをめぐる差別を例にとろう。いわゆる「薬害エイズ」の問題を考える場合に、血友病患者は何の過失・落ち度もないにもかかわらず HIV に感染したのだから、差別してはならないという論理は、事例 E のように覚醒剤を使用した結果として HIV に感染した人に対する差別を助長することになってしまう。つまり、過失がないから差別が不当だという論理は、自己責任の論理の正確な裏返しであり、覚醒剤を使用するような人が差別されるのは自業自得だという論理に直結しているのである(同様のことが「不純な」性交渉により HIV に感染した人に対する差別にもいえる)。

ここにみられるように、自己責任 = 自業自得の論理は、差別を批判する論理としては妥当でなく、自己責任が差別を禁止し、平等を保障するわけではない。むしろ、自己責任が差別を助長することさえある。差別を批判するためには、個体としての個人をカテゴリーとして不利益に扱うこと自体を問題としなければならない。

6 自己決定の意義

以上のように、自己責任と自由・平等との間には断絶がある。では、自己責任と自己決定はどのような関係にあるのか。自己責任と区別された自己決定の意義とは何か。自己決定の意義としては、さしあたり三つ挙げることができる。

第一に、道具的価値がある。ある人について、最もよく知り最も関心を持っているのは通常本人である。決定を他人や国家に委ねると、十分な知識と関心がないため、誤った決定を下す可能性が高くなる。したがって、本人のことは本人に決定を委ねる自己決定が、各人の幸福を達成するための手段・道具として最も効率的である。

第二に、成長的価値がある。人は自己決定することによって成長することができる。人任せにせず、自分で考え自分で決定することで成長する。また、自己決定をした場合には、成功したときだけでなく、失敗したときにも成長する。人は自分で失敗して初めて学ぶことがある。自己決定していない場合には、このように自分の過ちから学ぶことはできず、成長もない。

第三に、象徴的価値がある。他人ではなくその人自身が決定したということが意味を持つ場面がある。たとえば、プレゼントである。プレゼントをもらってうれしいのは、その物が手に入ったからだけでなく、その人が私のために選んでくれたからである。たとえつまらないものであっても、その人が選んでくれたことがうれしい。仮にその人が選んでいなかったことが後になって判明したとすると、うれしさも半減する。同様のことが、人生の選択(たとえば、職業の選択)にもいえる。たとえうまくいかなかったとしても、本

人が自分の生き方を決定したということが、結果には還元できない意味を人生に与える。自己決定には、結果には還元できない意義がある。

以上の自己決定の三つの価値のうち、道具的価値は、自己責任の第三の意義である効率の価値と同一である。したがって、この点では、自己決定と自己責任を連続して捉える常識的理解も理由がないわけではない。

しかし、成長的価値および抽象的価値は、自己決定に固有の価値であり、自己責任はこの価値を共有していない。自己責任が成長的価値および抽象的価値を持つようにみえるとしても、自己責任が自己決定と連続して考えられているがゆえにそのように見えるだけであり、自己責任自体がこれらの価値を持つわけではない。したがって、この点で、自己決定と自己責任の間には断絶がある。

さらに、自己決定と自己責任が矛盾することすらある。たとえば、自己責任の原則を厳格に貫くと、成長の機会を奪うことにつながりうる。過ちから学んで成長するためには、やり直す機会を与えられることが必要であり、過重な自己責任はその機会を奪うことがあるからである。

7 おわりに

以上のように、自己責任は、自由の価値とも平等の価値ともつながっていない。自己責任の中心的価値は効率である。効率は、重要な価値ではあるが、唯一の価値であるわけでもなければ、最も重要な価値であるわけでもない。自己責任が魅力的にみえるのは、自己責任を越えた価値内容を持つ自己決定と連続しているようにみえるからである。

しかし、自己決定と自己責任の間には断絶がある。自己決定を尊重する社会が、自己責任社会である必然性はない。「自己責任ブーム」の中で重要なのは、自己決定を尊重しつつ、自己責任の限界を認識することである。

冒頭の事例について結論をいえば、事例 A～E のすべての人に対して、社会保障などを通じた支援を行うべきであり、われわれの社会はそうしてきたのである。